



第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会

第2回水泳（飛込）競技運営専門委員会  
書面開催資料

開催日：令和3年9月30日（木）



きら  
青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って  
第80回国民スポーツ大会

# 資料目次

1	書面開催項目	P 1
2	水泳（飛込）競技運営専門委員会委員名簿	P 2
3	委員の変更	P 3
4	報告事項	
	（1）水泳（飛込）競技会開催準備状況	P 4
	（2）第80回国民スポーツ大会開催内定等について	P 7
5	審議事項	
	（1）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会広報実施計画（案）	P 8
	（2）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会おもてなし実施計画（案）	P 9
	（3）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会施設整備実施計画（案）	P 10
	（4）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会競技運営・式典実施計画（案）	P 11
	（5）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会宿泊・医事衛生実施計画（案）	P 12
	（6）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会輸送交通実施計画（案）	P 13
	（7）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会警備・消防防災実施計画（案）	P 14
6	参考資料	
	（1）第80回国民スポーツ大会準備経過	P 15
	（2）第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則	P 21
	（3）第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程	P 25
	（4）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会開催準備総合年次計画	P 30
	（5）第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会開催基本計画	P 31
	（6）QRコード	P 33

# 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 第2回水泳（飛込）競技運営専門委員会 項目

期日：令和3年9月30日（木）

- 1 水泳（飛込）競技運営専門委員会委員名簿
- 2 委員の変更
- 3 報告事項
  - (1) 水泳（飛込）競技会開催準備状況
  - (2) 第80回国民スポーツ大会開催内定等について
- 4 審議事項
  - (1) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 広報実施計画（案）
  - (2) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 おもてなし実施計画（案）
  - (3) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 施設整備実施計画（案）
  - (4) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 競技運営・式典実施計画（案）
  - (5) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 宿泊・医事衛生実施計画（案）
  - (6) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 輸送交通実施計画（案）
  - (7) 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 警備・消防防災実施計画（案）

## 水泳（飛込）競技運営専門委員会委員名簿

（順不同 敬称略）

分野	機関・団体名	役職	氏名（ふりがな）	備考	
1	競技団体	（一社）青森県水泳連盟	理事長 江良 直志 （えら なおし）	【委員長】 開催県の競技団体	
2	競技団体	（一財）宮城県水泳連盟	理事長 千葉 和喜 （ちば かずき）	【副委員長】 会場地県の競技団体	
3	行政	宮城県企画部スポーツ振興課	課長 豊嶋 潤 （とよしま じゅん）	会場地県の窓口	
4	行政	利府町教育委員会教育部 生涯学習課	課長 鎌田 輝久 （かまた てるひさ）	会場地町の窓口	
5	体育・ スポーツ	（公財）宮城県スポーツ協会	事業企画 部長 丹野 雅光 （たんの まさみつ）	会場地県のスポーツ 関係団体の統轄、施設 指定管理者	
6	体育・ スポーツ	（公財）青森県スポーツ協会	総務課長 相坂 譲 （あいさか ゆずる）	開催県のスポーツ関係 団体の統轄	
7	体育・ スポーツ	（一財）宮城県水泳連盟	飛込委員長 笠井 学 （かさい まなぶ）	会場地県の競技団体の 飛込担当者	
8	体育・ スポーツ	（一社）青森県水泳連盟	飛込委員 佐々木 充 （ささき みつる）	開催県の競技団体の 飛込担当者	
9	専門	塩釜警察署	署長 湯原 和彦 （ゆはら かずひこ）	輸送・交通、警備体制	
10	専門	宮城県塩釜保健所	所長 西條 尚男 （さいじょう たかお）	食品・環境衛生	
11	専門	（公社）宮城県塩釜医師会	理事 藤原 竹彦 （ふじわら たけひこ）	医療救護体制	
12	専門	利府消防署	署長 高橋 稔 （たかはし みのる）	消防・防災	
13	地元	行政区長会	会長	地元地区代表	
14	地元	利府町体育協会	会長	スポーツ関係団体の 統轄	
15	地元	利府松島商工会	会長	※13～18の地元の協力団体については、第80回あおもり国 スポ開催2年前（令和6年）に就 任依頼予定	
16	地元	利府町観光協会	会長		おもてなし、広報
17	地元	仙台農業協同組合利府支店	支店長		おもてなし
18	地元	利府町社会福祉協議会	会長		ボランティア

## 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会水泳（飛込）競技運営専門委員会委員の変更

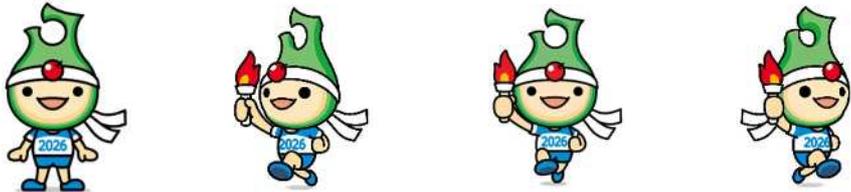
令和2年12月1日から令和3年9月30日までの間における水泳（飛込）競技運営専門委員の変更については、下記のとおりである。

(順不同：敬略称)

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
競技団体	一般財団法人宮城県水泳連盟 理事長	千葉 和喜	川村 清兒	令和3年9月8日
行政	宮城県企画部スポーツ振興課 課長	豊嶋 潤	鈴木 秀利 <small>(宮城県教育庁スポーツ健康課) ※宮城県庁内の組織改編による移管</small>	令和3年4月1日
行政	利府町教育委員会教育部 生涯学習課 課長	鎌田 輝久	大谷 浩貴	令和3年4月1日
専門	塩釜警察署 署長	湯原 和彦	森 克夫	令和3年4月1日

## 第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ） 水泳（飛込）競技開催準備状況

### 1 第80回国民スポーツ大会について

				
愛 称	青の煌（きら）めきあおもり国スポ			
	青い空、青い海や湖、青い山並など美しく豊かな自然に恵まれた青森県で、国スポに参加するすべての人々が、交流を深め、感動を創出し、いきいきと煌めくような大会を目指します。			
スローガン	翔ける未来へ縄文の風に乗って			
	縄文時代の遺跡が数多く存在する青森から、新たな歴史と感動を全国に向けて発信し、未来につなげていきたいという願いを込めています。			
主 催	大 会：(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、青森県 競技会：上記3者、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村			
会 期	9月中旬から10月中旬の11日間以内(開催3年前に正式決定)			
実施競技	正式競技	特別競技	公開競技	デモンストラーションスポーツ
	37競技	1競技	7競技	39競技
来会人数	60万人～70万人(※先催県実績による)			
マスコット キャラクター	アップリート君(基本形) ※水泳(飛込)競技のアップリート君は表紙のとおり 			
イメージ ソング	<b>『翔ける未来へ』</b> 編曲は、嵐や AKB など多数のトップアーティストの作詞・作曲を手がけている音楽プロデューサーの多田慎也さん(青森県弘前市在住)が担当。アップテンポなメロディと、青森県ご当地アイドル「RINGOMUSUME」の爽やかな歌声が融合して、あおもり国スポにふさわしく明るく元気なイメージソングに仕上がっています。 ※PR 動画は、「下記 URL②」又は「参考資料6」の QR コード②で御覧になれます。			
SNS URL	①ホームページ : <a href="https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/">https://aomorikokuspo2026.pref.aomori.lg.jp/</a> ②Youtube : <a href="https://www.youtube.com/channel/UCSTmDEWLTgjb_DDtRiEdl5Q">https://www.youtube.com/channel/UCSTmDEWLTgjb_DDtRiEdl5Q</a> ③Facebook : <a href="https://www.facebook.com/aomorikokuspo">https://www.facebook.com/aomorikokuspo</a> ④Instagram : <a href="https://www.instagram.com/aomorikokuspo">https://www.instagram.com/aomorikokuspo</a>			

## 2 水泳（飛込）競技会について

競技会場	セントラルスポーツ宮城G21プール									
競技会会期	3日間（開催3年前に正式決定）									
【詳細】										
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
県外開催 宮城県利府町										
				準備 作業	公式 練習	公式 練習 監督者 会議	飛込競技日（3日間）			撤収 作業
青森県青森市										
AS	OWS	水球	水球	水球	水球		競泳	競泳	競泳	
実施種目	<p><b>【水泳（飛込）競技】</b> 水泳競技の一種、飛込競技は、勝負が決するまでの時間がもっとも短い競技であり、わずか2秒弱の間に高度な技を行う採点競技です。水しぶきをあげない入水をノースプラッシュと呼び、高い得点につながります。</p> <p><b>【競技種目】</b>  <u>高飛込（たかとびこみ）</u>                      高さ5m、7.5m、10mの固定された台から演技が行われます。10mから飛び込む際のスピードは、時速50kmもあり、衝撃や恐怖心を克服することが重要です。  <u>飛板飛込（とびいたとびこみ）</u>                      1m、3mの高さに設置された弾力のある板を使用して演技が行われます。その材質はジュラルミンの軽合金が使用され、かなりの反発が得られるようになっています。この力を有効に利用し、高さのあるダイナミックな演技ができるかどうか大きなポイントになります。国スポでは、3m飛板飛込のみ行われます。</p>									
種別	成年男子、成年女子、少年男子、少年女子									
来場者数	開催県	県外開催 会場地	選手・ 監督	大会 関係者	一般 観覧者	一日 平均				
	愛媛県 (H29)	高知県 高知市	184	344	1,070	約532名				

### 3 準備経緯

年月日	内 容
H28(2016)年1月13日	2025年第80回大会の青森県開催を内々定 なお、第78回大会以降「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」へ名称変更
H28(2016)年8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会(現第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会(以下「青森県準備委」とする。))を設置し、会場地選定を開始
H30(2018)年4月26日	青森県水泳連盟より県外開催に係る内諾書が提出 宮城県での開催調整について県水連も承認
H30(2018)年6月26日	日本水泳連盟を訪問し、県外開催で調整することを報告
H30(2018)年7月～9月	宮城県関係団体と調整及び内諾依頼
H30(2018)年12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会において、会場地を選定(宮城県利府町 セントラルスポーツ宮城G21プール)
R2(2020)年2月28日	(公財)日本水泳連盟による中央競技団体正規視察を実施
R2(2020)年7月17日	(一財)宮城県水泳連盟、宮城県、利府町、(公財)宮城県スポーツ協会を訪問し、競技運営専門委員会委員の就任依頼
R2(2020)年9月29・30日	宮城県警察本部、塩釜保健所、利府消防署、(公社)塩釜医師会を訪問し、競技運営専門委員会委員の就任依頼
R2(2020)年10月	委員候補者所属先推薦書及び委員候補者からの承諾書受領
R2(2020)年10月8日	JSP0臨時理事会において、2026年第80回大会(冬季大会・本大会)の青森県が開催内定 ※国体から名称変更となって初の完全国スポ
R2(2020)年12月1日	第1回水泳(飛込)競技運営専門委員会開催(書面開催)にて、「水泳(飛込)競技会開催準備総合年次計画(案)」「水泳(飛込)競技会開催基本計画(案)」を決定
R3(2021)年2月1日	第80回国民スポーツ大会準備委員会第9回常任委員会にて「水泳(飛込)競技会開催準備総合年次計画」「水泳(飛込)競技会開催基本計画」を報告

## 第 80 回国民スポーツ大会開催内定等について

### 1 開催内定

令和 2 年 1 0 月 8 日の公益財団法人日本スポーツ協会第 3 回臨時理事会において、令和 7 年（2025 年）から 1 年延期し、令和 8 年（2026 年）第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定されました。

開催内定により、本県での開催は、史上初の完全国体「あすなる国体」に続き、国民スポーツ大会として初の完全国スポとなります。

また、第 25 回全国障害者スポーツ大会の本県での開催も内定となりました。

### 2 国民体育大会開催基準要項の改定

令和 2 年 1 2 月 1 0 日の日本スポーツ協会第 3 回国民体育大会委員会において、国民体育大会開催基準要項を改定し、延期に係る取扱いが整理されました。

本大会については、国内の広範囲に及ぶ極めて特殊な事情が生じているときに限って例外的に、開催県が延期を希望する場合は、決定県及びこれに準ずる県（内定県として 1 度延期になった県）の後に延期することができることとされ、本県はこれに準ずる県として取り扱われることになりました。

冬季大会については、開催県が延期を希望する場合は、開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年に延期することになりました。

よって、本県の冬季大会及び本大会の開催年は、令和 8 年（2026 年）から再度延期することはありません。

### 3 今後の予定

令和 5 年の開催「決定」に向けて、万全な大会運営ができるよう、引き続き市町村や県競技団体等と連携しながら、開催へ向けた準備を進めていきます。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 広報実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、競技会の開催を広く青森県民、宮城県民及び利府町民に周知し、競技会開催への理解を深めるとともに、気運の醸成に努めるため、次の広報活動等を積極的かつ効果的に実施する。

### 1 各種広報媒体の活動

#### （1）印刷物による広報

第80回国民スポーツ大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）作成の広報紙、ポスター及びパンフレット等を利府町主要箇所に配布するとともに、利府町広報誌等への競技会情報の掲載を依頼する。

#### （2）屋外広告物による広報

関係機関の協力を得て、競技会場等に横断幕やのぼり等を設置し、競技会開催の広報に努める。

#### （3）インターネットによる広報

準備委員会ホームページに競技会情報を掲載し、広域的な情報発信に努める。

また、当該ホームページへのリンクを関係機関等に依頼し、情報発信拠点を広げる。

#### （4）マスメディアによる広報

報道機関への情報提供を積極的に行い、競技会情報の迅速かつ広域的な伝達に努める。

### 2 地域行事、イベントへの参画

地域で開催される行事やイベントに参画し、国スポマスコット等を活用するなど積極的な広報活動を行う。

### 3 競技会の記録

競技会開催の準備、実施状況等を記録にとどめる。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 おもてなし実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、全国から訪れる選手、監督、役員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者等（以下「参加者等」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、青森県、宮城県及び利府町等の情報・魅力を紹介するため、次の事業を実施する。

### 1 案内所の設置

競技会場内に総合案内所を設置し、受付及び競技、宿泊、輸送、交通、観光等の案内を行う。

### 2 休憩所の設置

参加者等の憩いの場、交流の場として競技会場内に休憩所を設置する。

### 3 売店等の設置

参加者等の便宜を図るため、関係機関・競技団体等の協力を得て、売店等を設置する。

### 4 観光情報の発信

参加者等に対し、青森県、宮城県及び利府町の観光パンフレット等の配付による多様な魅力の発信と情報提供を行う。

### 5 歓迎装飾の実施

競技会全体を盛り上げるため、競技会場及びその周辺に、歓迎看板、のぼり旗、装花等を設置する。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 施設整備実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、円滑かつ安全な競技会運営を図るため、次のとおり施設整備を実施する。

### 1 競技施設

第80回国民スポーツ大会競技施設基準を尊重し、競技運営に支障のないよう、競技団体及び施設管理者と十分協議し、既存の施設を最大限に活用する。

### 2 臨時仮設物

競技会運営に必要な臨時仮設物及び案内所・休憩所等については、施設管理者及び関係団体等と十分協議の上、周囲の安全及び会場の動線計画等に配慮し、整備する。

### 3 通信施設

競技会運営の業務連絡用として、無線通信設備、場内放送設備、ファクシミリ、インターネット等を必要な個所に設置する。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 競技運営・式典実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、競技団体との緊密な連携のもと、競技会運営体制を確立し、安全面等に十分配慮しつつ、選手が持てる力を十分に発揮できる競技会とするため、次のとおり競技運営、式典等を実施する。

### 1 競技運営

競技団体と連携し、必要な諸条件の整備を図り、安全面に十分配慮しつつ、円滑かつ効率的な競技運営を行う。

#### （1）競技役員等の編成及び養成

競技団体と十分協議し、競技役員等の編成及び養成を図る。

#### （2）競技用具の整備

競技会に必要な競技用具は、現有のものを活用することを原則とし、競技運営に支障がないよう、競技団体と十分協議し、効率的に整備する。

#### （3）競技記録

競技記録の収集・速報は、競技団体等と連携を図り、正確かつ迅速に処理する。

### 2 式典

表彰式等は、簡素を旨とし、選手のコンディションに配慮しつつ競技会運営に支障をきたさない範囲で行う。

### 3 リハーサル大会

本大会に向けて競技会運営能力の習熟、向上を図るとともに、地元住民等の競技会に対する関心を高めるために実施するリハーサル大会について、競技会運営状況を考慮し、その実施について競技団体等と協議する。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 宿泊・医事衛生実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊及び競技会参加者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生は、次のとおり実施する。

### 1 宿舎

- (1) 競技会参加者の宿舎は、原則として、競技会場所在地及び周辺地域の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。）を利用する。
- (2) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿舎は利用しない。

### 2 配宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮する。
- (2) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

### 3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

### 4 食事

競技会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和のとれたものとする。

### 5 医療救護

参加者等の傷病発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整える。

### 6 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため関係機関・団体等の協力を得て防疫体制を整えるように努める。

### 7 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるように努める。

### 8 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎の衛生対策、会場及び周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進に努める。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 輸送交通実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通について、次のとおり実施する。

### 1 輸送対策

#### （1）競技会参加者の輸送

競技会参加者の輸送については、来会意向調査等を踏まえ、必要に応じて計画輸送を行う。

#### （2）一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、関係機関等の協力を得て、バス・鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

#### （3）指定集合地の設定

競技会参加者及び一般観覧者の輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人数、道路交通事情等を考慮し、バスその他車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 交通安全対策

競技会場及びその周辺において、交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、実情に応じて適切な交通安全対策を講じる。

### 3 駐車場対策

競技会場及びその周辺における駐車場については、十分な確保に努め、必要な駐車場整理員を配置し効率的な利用に努めるとともに運営上必要と認められる車両には、事前に駐車許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。

## 第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 警備・消防防災実施計画（案）

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、警備・消防防災対策については、関係機関及び団体等の協力を得て、次の通り実施する。

### 1 実施業務

競技会が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関、団体等の協力を得て、次の警備・消防防災対策を講じる。

#### (1) 警備対策

自主警備体制を確立し、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の收拾を図る。また、警察、消防防災、医療等関係機関及び団体等（以下「関係機関および団体等」という。）と緊密な連携を図る。

#### (2) 消防防災対策

火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び火災等発生時における迅速的確な対応を図るため、関係機関及び団体等と緊密に連携し、計画を策定するとともに、火災等発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む）を確立する。

### 2 実施場所及び期間

#### (1) 実施場所

実施場所は、原則として競技会場、駐車場及び周辺道路とする。

#### (2) 実施期間

実施期間は、原則として会場設営が完了した日から競技会終了日までとする。

### 3 情報連絡体制

実施業務を円滑に行うため、関係機関及び団体等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

## 第 80 回 国民スポーツ大会 準備経過

年 月 日	内 容
平成25年 6月24日	公益財団法人青森県体育協会（以下「県体育協会」とする。）が、平成37年に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
平成26年 6月28日 ～平成27年 7月23日	県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全6回開催）
8月26日	青森県国体検討懇話会の検討結果報告書について、同懇話会座長が知事及び教育長に報告
9月10日	平成27年度第2回青森県総合教育会議において、第80回国民体育大会本大会の招致について知事と教育委員会が協議
9月18日	平成27年9月青森県議会第283回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致について表明
10月 9日	同上定例会において、県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
4月 1日	県教育庁スポーツ健康課内に国体準備室を設置（5名体制）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
10月21日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催
10月25日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回競技運営専門委員会を開催
11月10日	第80回国民体育大会市町村担当者会議及び競技団体担当者会議を開催
平成29年 3月28日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催
4月 1日	国体準備室員を増員（7名体制）
4月19日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会を開催
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
7月13日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回競技運営専門委員会を開催

年	月	日	内	容
		7月20日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回広報・県民運動専門委員会を開催	
		8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回施設専門委員会を開催	
		10月23日	第80回国民体育大会第1回会場地市町村・競技団体担当者会議を開催	
		10月26日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回競技運営専門委員会を開催	
		11月1日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総務企画専門委員会を開催	
		12月12日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回総務企画専門委員会を開催	
		12月18日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回広報・県民運動専門委員会を開催	
平成30年		1月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会を開催	
		1月22日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第1回開催基本構想策定検討部会を開催	
		1月24日	第80回国民体育大会第1回公開競技・デモンストレーションスポーツ担当者会議及び第2回市町村担当者会議を開催	
		3月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第2回開催基本構想策定検討部会を開催	
		4月1日	国体準備室員を増員（8名体制）	
		5月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第5回総務企画専門委員会を開催	
		5月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回広報・県民運動専門委員会を開催	
		6月6日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回常任委員会を開催	
		7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催	
		8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称	
		9月5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回施設専門委員会を開催	
		10月18日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回競技運営専門委員会を開催	
		11月1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回広報・県民運動専門委員会を開催	
		〃	国体準備室を国民スポーツ大会準備室に改称	

年 月 日	内 容
11月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総務企画専門委員会を開催
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会を開催
平成31年 3月28日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回競技運営専門委員会を開催
4月 1日	県教育委員会から業務を移管し、県企画政策部に国民スポーツ大会準備室を設置（14名体制）
4月22日	第80回国民スポーツ大会第2回会場地市町村担当者会議を開催
令和元年 5月 9日	中央競技団体正規視察（ゴルフ）
5月10日	
5月16日	中央競技団体正規視察（卓球）
5月22日	中央競技団体正規視察（バドミントン）
5月23日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総務企画専門委員会を開催
5月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回広報・県民運動専門委員会を開催
5月28日	中央競技団体正規視察（高等学校野球）
5月29日	
6月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会を開催
6月20日	中央競技団体正規視察（カヌー）
6月20日	中央競技団体正規視察（セーリング）
6月26日	中央競技団体正規視察（弓道）
6月27日	中央競技団体正規視察（スポーツクライミング）
7月 1日	中央競技団体正規視察（ソフトボール）
7月 2日	
7月 3日	
7月 3日	中央競技団体正規視察（テニス）
7月 4日	中央競技団体正規視察（サッカー）
7月 5日	
7月10日	中央競技団体正規視察（ラグビーフットボール）
7月11日	
7月18日	中央競技団体正規視察（ソフトテニス）
7月22日	中央競技団体正規視察（自転車）
7月23日	
7月26日	中央競技団体正規視察（クレール射撃）

年 月 日	内 容
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
7月30日	中央競技団体正規視察（剣道）
7月30日	中央競技団体正規視察（体操）
8月2日	中央競技団体正規視察（ホッケー）
8月9日	中央競技団体正規視察（フェンシング）
8月15日	中央競技団体正規視察（相撲）
8月19日	中央競技団体正規視察（陸上競技）
8月23日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回宿泊専門委員会を開催
8月29日	中央競技団体正規視察（空手道）
8月30日	中央競技団体正規視察（なぎなた）
9月3日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回輸送・交通専門委員会を開催
9月11日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回式典専門委員会を開催
9月26日	中央競技団体正規視察（銃剣道）
10月8日	中央競技団体正規視察（ボート）
10月9日	中央競技団体正規視察（バレーボール）
10月10日	
10月15日	中央競技団体正規視察（ハンドボール）
10月17日	中央競技団体正規視察（レスリング）
10月23日	中央競技団体正規視察（柔道）
10月29日	中央競技団体正規視察（ウエイトリフティング）
10月30日	中央競技団体正規視察（軟式野球）
10月31日	
10月31日	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第80回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
11月1日	中央競技団体正規視察（アーチェリー）
11月6日	中央競技団体正規視察（ライフル射撃）
11月7日	
11月13日	中央競技団体正規視察（ボウリング）
11月20日	中央競技団体正規視察（トライアスロン）
11月27日	中央競技団体正規視察（馬術）

年 月 日	内 容
1 1 月 2 8 日	令和元年11月青森県議会第300回定例会の一般質問において知事が第80回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
1 2 月 1 6 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回広報・県民運動専門委員会を開催
令和2年 1 月 1 4 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回常任委員会を開催
1 月 1 5 日 1 月 1 6 日	中央競技団体正規視察（バスケットボール）
2 月 1 3 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回競技運営専門委員会を開催
2 月 2 8 日	中央競技団体正規視察（水泳・飛込）
4 月 1 日	国民スポーツ大会準備室員を増員（19名体制）
4 月 2 4 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回施設専門委員会を開催（書面決議）
5 月 1 1 日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村担当者会議を開催（書面開催）
5 月 1 5 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総務企画専門委員会を開催（書面決議）
5 月 2 8 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会を開催（書面決議）
6 月 1 日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
6 月 1 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回常任委員会を開催（書面決議）
6 月 2 6 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
7 月 2 2 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催（書面決議）
9 月 2 5 日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
1 0 月 8 日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
1 0 月 2 7 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回警備・消防専門委員会を開催
1 0 月 2 8 日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回医事・衛生専門委員会を開催

年	月	日	内	容
	12	1	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面決議）	
	12	2	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回馬術競技運営専門委員会を開催（書面決議）	
	12	21	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回馬術競技運営専門委員会馬事衛生部会を開催（書面開催）	
	12	22	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回宿泊専門委員会を開催	
令和3年	1	13	令和2年度第2回国体開催県検討会議を開催（オンライン開催）	
	1	20	第80回国民スポーツ大会第3回市町村担当者会議・第3回競技団体担当者会議を開催	
	1	22	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回総務企画専門委員会を開催	
	2	1	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会を開催	
	4	19	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回広報・県民運動専門委員会を開催	
	4	27	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回施設専門委員会を開催	
	5	28	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回競技運営専門委員会を開催	
	6	9	令和3年度第1回国体開催県検討会議を開催（オンライン開催）	
	7	9	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催（書面決議）	
	7	30	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回輸送・交通専門委員会を開催（書面決議）	
	9	11	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回式典専門委員会を開催（書面決議）	
	9	16	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回馬術競技運営専門委員会馬事衛生部会を開催（書面開催）	

## 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）を青森県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

#### （事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （１）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- （２）大会における実施競技及び会場市町村に関すること。
- （３）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- （４）大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- （５）関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （６）その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

### 第2章 組織

#### （構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （１）県及び市町村を代表する者
- （２）県及び市町村の議会を代表する者
- （３）関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- （４）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

#### （役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- （１）会 長 1名
- （２）副 会 長 7名以内
- （３）常任委員 60名以内
- （４）監 事 3名以内

#### （役員を選任）

第6条 準備委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務及び会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

### 附 則 (平成30年7月10日一部改正)

この会則は、平成30年8月30日から施行する。

第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、災害その他やむを得ないと認められる場合又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 8 月 3 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 4 月 1 9 日一部改正）

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 7 月 1 0 日一部改正）

この規程は、平成 3 0 年 8 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 1 4 日一部改正）

この規程は、令和元年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日一部改正）

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

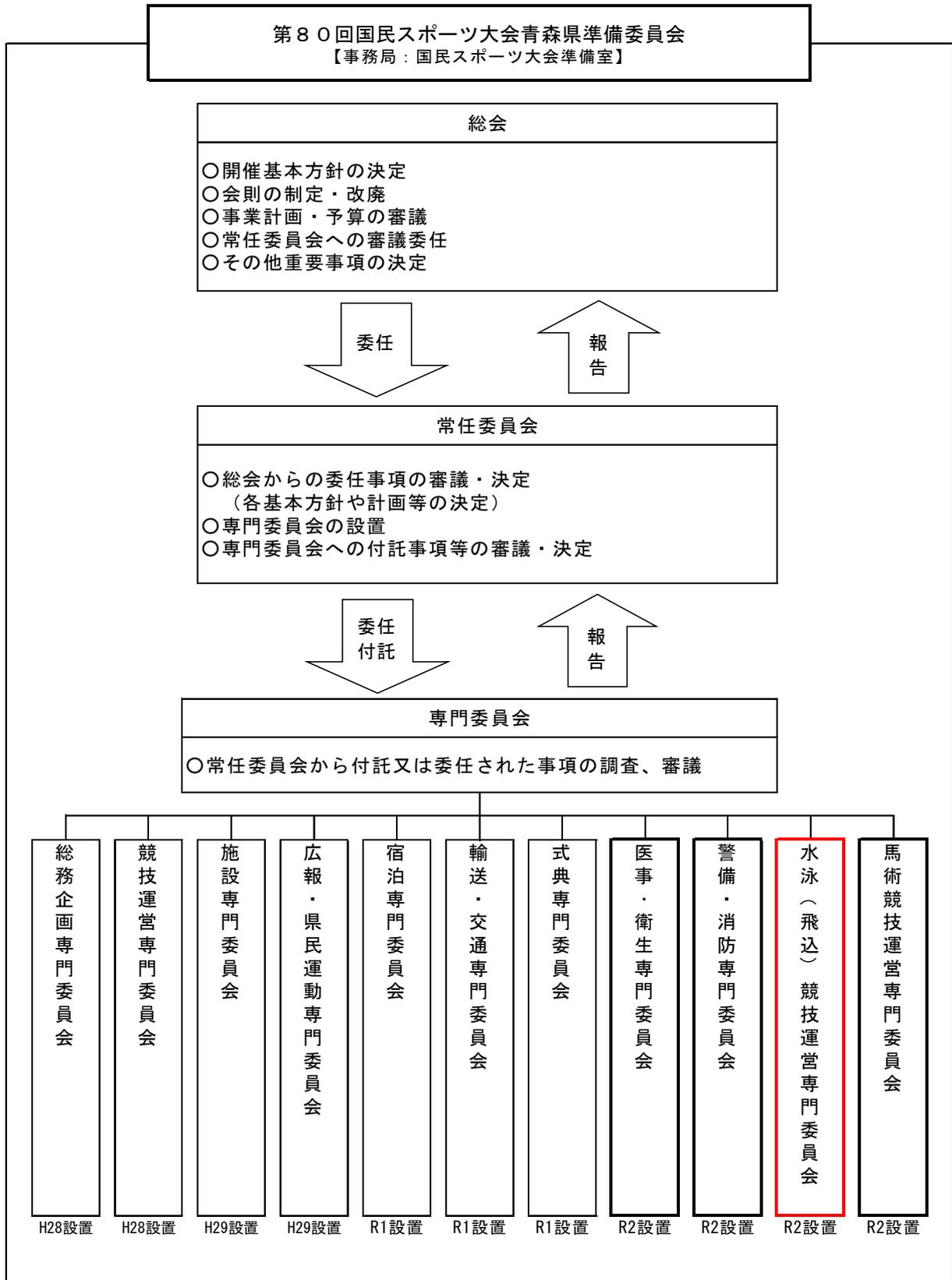
別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する事</li> <li>2 会場地選定に関する事</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担に関する事</li> <li>4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事</li> <li>2 文化プログラムに関する事</li> <li>3 他の専門委員会に属さない事項に関する事</li> </ol>
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営等の基本的事項に関する事</li> <li>2 競技運営に係る計画の立案に関する事</li> <li>3 競技用具の整備計画に関する事</li> <li>4 その他競技運営に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関する事</li> <li>2 競技役員等の養成及び編成に関する事</li> <li>3 競技用具整備の推進に関する事</li> <li>4 デモンストレーションスポーツに関する事</li> <li>5 リハーサル大会に関する事</li> <li>6 競技記録に関する事。</li> <li>7 その他競技運営に関する事</li> </ol>
施設専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関する事</li> <li>3 情報通信施設整備の基本的事項に関する事</li> <li>4 その他施設に係る重要事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設及び関連施設の整備に関する事</li> <li>2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関する事</li> <li>3 情報通信施設の整備に関する事</li> <li>4 その他施設に関する事</li> </ol>
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の基本的事項に関する事</li> <li>2 県民運動の基本的事項に関する事</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び啓発の実施に関する事</li> <li>2 県民運動の推進に関する事</li> <li>3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事</li> <li>4 報道機関との調整に関する事</li> <li>5 記録映像及び記録写真に関する事</li> <li>6 その他広報及び県民運動</li> </ol>

		に関すること
宿泊専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の基本的な事項に関すること</li> <li>2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊業務に関すること</li> <li>2 食事等の提供に関すること</li> <li>3 その他宿泊に関すること</li> </ol>
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国輸送に関すること</li> <li>2 開・閉会式の輸送に関すること</li> <li>3 競技会場の輸送に関すること</li> <li>4 その他輸送及び交通に関すること</li> </ol>
式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること</li> <li>2 式典音楽に関すること</li> <li>3 式典演技に関すること</li> <li>4 大会旗・炬火リレーに関すること</li> <li>5 その他式典に関すること</li> </ol>
医事・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医事・衛生の基本的な事項に関すること</li> <li>2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護及び防疫に関すること</li> <li>2 食品衛生及び環境衛生に関すること</li> <li>3 その他医事・衛生に関すること</li> </ol>
警備・消防専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること</li> <li>2 その他警備及び消防防災に関すること</li> </ol>

<p>水泳（飛込）競技運営専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外開催水泳競技の基本的事項に関する事</li> <li>2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会開催準備の年次計画に関する事</li> <li>2 競技の企画及び運営に関する事</li> <li>3 競技用具の整備に関する事</li> <li>4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通及び警備・消防防災に関する事</li> <li>5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する事</li> </ol>
<p>馬術競技運営専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外開催馬術競技の基本的事項に関する事</li> <li>2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会開催準備の年次計画に関する事</li> <li>2 競技の企画及び運営に関する事</li> <li>3 競技用具の整備に関する事</li> <li>4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通及び警備・消防防災に関する事</li> <li>5 馬事衛生に関する事</li> <li>6 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する事</li> </ol>

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会組織構成図



令和2年12月1日  
第1回水泳（飛込）競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会 水泳（飛込）競技会開催準備総合年次計画

項目	年度	令和2年度 (6年前)	令和3年度 (5年前)	令和4年度 (4年前)	令和5年度 (3年前)	令和6年度 (2年前)	令和7年度 (1年前)	令和8年度 (開催年)
主要スケジュール		開催内定			総合視察 開催決定・会期決定		リハーサル大会	
準備組織等		国民スポーツ大会準備室 県準備委員会 水泳（飛込）競技運営専門委員会設置			県実行委員会設置	県外事務所設置		実施本部設置
			概ね年1回開催（必要に応じて開催）					
総務 企画 業務	総務	開催方針等 競技会開催基本計画						
	連絡調整		実施計画	関係機関との連絡調整				
	広報		広報	多様なメディアの活用、のぼり・横断幕等の設置（競技会場、市町村等関係機関） 地域行事等各種イベントへの参加による広報 県ホームページ、市広報誌等による広報				
	報道・記録			報道機関との調整・取材協力、開催記録の収集・編集等				
	おもてなし		おもてなし	案内所、休憩所、売店、歓迎装飾の検討 → 設置 観光案内、物産販売等の検討 → 設置				
	施設		施設整備	会場レイアウト、仮設整備等検討 → 会場管理・環境美化検 仮設整備検討（設計） → マニュアル等の検討・作成 仮設施設整備 通信体制検討 → 通信施設設備				
	競技運営		競技運営式典	競技用具整備調査 → 用具整備詳細検討 → 競技用具整備 競技役員等編成調査・検討 → 競技役員・補助員編成 → 役員必携の作成 ボランティア募集、競技会係員、補助員の編成 競技別会期決定 → 競技別実施要項検討・作成 → 競技別プログラム作成 記録体制検討・マニュアル作成 → 記録本部設置				
	式典			表彰式等検討 → 式典要領、マニュアル検討・作成				
	リハーサル大会			リハーサル大会決定 → リハーサル大会実施要項作成 → リハーサル大会 → 検証				
	宿泊衛生			宿泊・医事・衛生	業者委託（配宿計画、配宿名簿等） 弁当調達計画 → 納入業者の決定 医療救護体制検討 → 医師会等との協議 食品衛生・環境衛生検討 → 保健所等との協議			
輸送交通			輸送交通・警備・消防防災	輸送計画・必要車両検討 → 警察署、関係者との協議 必要駐車場数検討 → 管理者等との協議 警備体制検討 → 警察署等との協議 消防防災体制検討 → 消防署等との協議				

青の煌めきあおもり国スポ  
水泳（飛込）競技会 開催

## 第 80 回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 開催基本計画

第 80 回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則、第 80 回国民スポーツ大会開催基本方針及び同基本構想に基づき、スポーツによる地域活性化や健康づくり、次代を担う子供たちに夢や希望を与えるなど、新たな活力を創出するものとする。

競技会は、宮城県総合運動公園 G21 総合プールにおいて開催されることから、宮城県、利府町及び関係機関・団体等との連携を図り、簡素・効率的な運営に取り組むとともに、青森県、宮城県双方の水泳（飛込）競技の普及・振興に資することを旨とする。

## 1 総務企画関係

## (1) 総務

競技会開催に向けて、現地事務所及び実施本部を設置し、競技会開催準備及び運営に万全を期するとともに、必要に応じ利府町において競技会補助員（ボランティア）等の募集を行う。

## (2) 広報

競技会開催に向けて地域の理解と協力が得られるよう、各種イベントや広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、広報活動を展開する。

## (3) おもてなし

特産品、土産品等の販売や観光パンフレット活用等により、宮城県、利府町及び青森県の魅力を紹介するとともに、競技会参加者等を温かく迎え、心のこもったおもてなしを行う。

## (4) 施設

国民体育大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、安全で円滑な競技会運営のために必要な仮設等の会場整備に努める。

## 2 競技式典関係

## (1) 競技運営

青森県及び宮城県の競技団体との連携の下、審判員等の編成・研修等の競技運営に必要な諸条件の整備を図る。

また、既存の大会を活用したりハーサル大会の開催について検討するなど、万全な運営体制の確立を図る。

(2) 式典

開始式及び表彰式は、競技会運営に支障をきたさない範囲で効率よく実施する。

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

競技会参加者の会場までの交通上の利便等を考慮し、宿泊施設の確保を図るとともに、衛生面に配慮し、栄養面にも調和のとれた食事の提供に努める。

(2) 医事・衛生

競技会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整備する。

また、競技会場及び宿泊施設等における食品衛生及び環境衛生対策に万全を期する。

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

競技会会場周辺の道路及び交通状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を検討するとともに、会場周辺に駐車場を確保する。

(2) 警備・消防防災

警備・消防防災体制を確立し、競技会場、宿泊施設等における災害の防止と非常時における緊急体制に万全を期する。

# 青森国スポ関連 QRコード

①ホームページ



②Youtube



③Facebook



④Instagram



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。